

衛生管理ネットワーク協議会新規登録法人の取扱方針

〔平成 17 年 3 月 1 日 衛生管理ネットワーク協議会〕

最終改正：平成 27 年 3 月 30 日

（目的）

第 1 条

この方針は、札幌市食品衛生管理認証制度において、衛生管理ネットワーク協議会の新規登録法人の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条

衛生管理ネットワーク協議会の新規登録法人とは、法人登録後、審査会で、投票権並びに指導法人となる資格を承認されていない法人をいう。

（投票権並びに指導法人となる資格）

第 3 条

新規登録法人については、登録後、半年を経過した時点における審査会で、承認された場合、投票権並びに指導法人となる資格を得るものとする。

ただし、すでに登録された指導法人において、認証施設に対して 5 年以上の指導実績がある者が、法人を設立しネットワーク協議会の新規登録法人になった場合は、登録後の半年の経過を省略できる。

この場合の承認は、代表、副代表、監事 2 人及び会員歴 2 年以上の会員 2 人の 6 人の会員（新規登録法人を除く）の 3 分の 2 以上が出席した審査会において出席会員数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

（承認の基準）

第 4 条

前条の審査において新規登録法人を除く会員は、以下の点を勘案して、判断するものとする。

- （1） 総会、認証審査会への出席率
 - （2） 総会、審査会における発言状況
 - （3） 認証制度における現場点検への同行回数 等
- （登録料の納入）

第 5 条

新規登録法人については、登録時には、1 年度分の登録料の半額を納入するものとし、半年後、登録を継続する場合は、残額を納入するものとする。

附則

この方針は、平成 17 年 3 月 1 日より運用する。

附則

この方針は、平成 23 年 5 月 1 日より運用する。

附則

この方針は、平成 24 年 4 月 1 日より運用する。

附則

この方針は、平成 27 年 4 月 1 日より運用する。